

講習会テキストダイジェスト版

<産業廃棄物コース>

【お願い】出典資料を使用する場合は、出典元の関係団体等の承諾を得てください。

3. 建設廃棄物の取り扱い

3-1 関係者の役割と責務

- (1) 建設工事における排出事業者には、元請業者が該当します。
- (2) 排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理（保管、運搬、処分）する場合は、処理基準を遵守しなければなりません。
- (3) 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、処理業者と委託契約を締結し、マニフェストを交付しなければなりません。
- (4) 発注者、下請業者などの関係者は、元請業者が処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たさなければなりません。

【解説】

(1) 建設工事から生じる産業廃棄物の取り扱い

建設工事から生じる廃棄物の取り扱いについて、環境省は県政令市宛てに「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」を通知しています。従って、建設業者は県政令市の指導に従って、適正に処理しなければなりません。

※具体的には県政令市それぞれの指導内容に従ってください。

(2) 元請業者の責務と役割

建設工事（解体工事などを含む）から生じる産業廃棄物については、元請業者が「排出事業者」として処理責任を負うことになります。従って、下請業者が運搬する場合は収集運搬業の許可を取得し、元請業者と委託契約を締結しなければなりません。

※従来、通知（建設廃棄物処理指針）等により、元請業者が処理責任を負うことと指導されていましたが、改正により元請業者の役割が法に定められたところです。（法第21条の3）

（環境省）建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110329004.pdf

【質問コーナー】

- 新築工事の前の解体工事については、下請業者の解体工事業者に一括して請け負わせているのですが、この工事から生じた産業廃棄物はどのように取り扱えばよいのですか？
- 元請業者が委託契約を締結し、マニフェストを交付しなければなりません。

(3) 小規模な修繕工事等における下請業者による運搬（法第21条の3第3項）

下請業者は（収集運搬業の許可なく）、産業廃棄物を運搬できないことになりますが、改正により、小規模な維持修繕工事等においては以下の条件のもとに下請負人が（収集運搬業の許可なく）自ら運搬できるという例外規定が設けられています。（法第21条の3、第3項）

・対象工事：500万円以下の維持修繕工事（新築、増築、解体を除く）、500万円以下相当の瑕疵工事

・対象廃棄物：1回の運搬が1m³以下（2m×0.1m×1mのドアなどを含む）

・特別管理産業廃棄物（廃石綿等）を除く。

・運搬途中に保管を行わないこと。

・運搬先：同一県内または隣接する県内の元請業者（の使用権限を有する）の指定する場所

：元請業者の他現場、資材置場、営業所等の置場

：元請業者が第三者（当該下請負人、中間処理業者を含む）から貸借する置場

：元請業者が委託契約をした処理業者の施設（積替保管場を含む）

・携行書面：必要事項（廃棄物の種類等）を記載した別紙（環境省通知に示す別記様式）と、この規定に基づく運搬である旨を記載した請負契約書の写し

3-2 建設廃棄物の種類

- (1) 建設工事に伴って生じる廃棄物（建設廃棄物）には、工事現場から排出される廃棄物と、現場事務所等から排出される廃棄物があります。
- (2) 地下鉄工事などの掘削工事に伴って排出される掘削物等のうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、産業廃棄物の汚泥（建設汚泥）として取り扱われます。
- (3) 建設工事に伴って発生する伐採材・根株は、産業廃棄物の木くずとして取り扱われます。

【解説】

(1) 建設廃棄物の種類

建設廃棄物処理指針に示す主な建設廃棄物の種類は以下のとおりです。

建設廃棄物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的な内容（例）	
	分類	工事から排出される産業廃棄物の具体的な内容（例）
一般廃棄物	現場事務所における生ごみ、新聞、雑誌等	
※ 廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類	
※ ゴムくず	天然ゴムくず	
※ 金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安網くず	
※ ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロックのくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず	
※ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片	
産業廃棄物	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指標がおおむね20.0kN/m以下または一軸圧縮強度がおおむね5.0kN/m以下） 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水
	木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず（具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等）
	紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には包装材、段ボール、壁紙くず）
	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず（具体的には廃ウエス、綿、ロープ類）
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
	廃P C B等及びP C B汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物

※ 安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃プラスチック管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

建設廃棄物の種類と品目例

（出典：建設廃棄物処理指針）

3-3 自ら処理と委託処理

3-3-1 自ら処理

産業廃棄物を自ら（みずから）処理する場合、すなわち自ら保管、運搬、処分する場合は、それぞれの処理について定められた処理基準を遵守しなければなりません。

【解説】

(1) 産業廃棄物の保管

①工事現場内における産業廃棄物の保管

発生した現場内での保管について保管基準が定められています。

- ・周囲に囲いを設けること。
- ・縦横 60cm 以上の掲示版を設け、次の事項を表示すること。
 - ・産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ・産業廃棄物の種類
 - ・管理者の氏名または名称および連絡先
 - ・屋外において容器を用いて保管する場合は、積み上げることができる高さ

産業廃棄物保管場所		
廃棄物の種類		
管理 者	氏名 (名称)	
	連絡先	
保管の高さ (屋外で容器を用いない場合)		

保管場所表示板の例（縦横 60cm 以上）

※その他、屋外に保管する場合の勾配（50%以下）などが定められています。（詳細：建設廃棄物処理指針、6.2 作業所（現場）内保管、環境省通知）

※石綿含有産業廃棄物、**水銀使用製品産業廃棄物**などが含まれる場合は、産業廃棄物の種類の欄にこの旨を記載しなければなりません。（施行：平成 29 年 10 月 1 日）

② 工事現場外における産業廃棄物の保管

工事現場内における保管と同様に、表示板、囲いなどが必要となります。また、法改正により、現場外に 300m² 以上の面積で、産業廃棄物を保管する場合は、事前の届出が義務づけられています。

（■資料 3 産業廃棄物場外保管届出書）

※届出書の記載事項である保管の上限とは、以下のとおりです。

- ・収集運搬における積替えのための保管：7 日分の搬出量を超えない量
- ・処分のための保管：14 日分の処理能力を超えない量

※罰則：保管の届出義務違反（建設工事における場外保管）

(2) 産業廃棄物の運搬

排出事業者が自ら運搬する場合、収集運搬業者が運搬する場合について、以下の基準が定められています。

① 排出事業者による「自ら運搬」

a) 車体の両側面への表示

産業廃棄物の運搬車である旨／氏名または名称

b) 運搬車への書面の携帯

氏名または名称、住所／産業廃棄物の種類、数量／積載日／

積載地の名称、所在地、連絡先／運搬先の名称、所在地、連絡先

※排出事業者が自ら運搬して中間処理施設まで運搬する場合、自ら運搬の携行書面として、マニフェストが多く用いられています。

② 収集運搬業者による運搬

a) 車体の両側面への表示

産業廃棄物の運搬車である旨／許可業者の名称／統一許可番号（下 6 けた）

※統一許可番号（■資料 2 処理業者の許可番号と県政令市の一覧）

b) 運搬車への書面の携帯

収集運搬業者の許可証の写し／マニフェスト

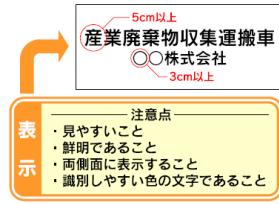
①表示義務について

排出事業者が自分で運搬する場合

- 1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2.排出事業者名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて
産業廃棄物を運搬する場合

- 1.産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- 2.業者名
- 3.許可番号(下6けた以上)



②書類の携帯義務について

排出事業者が自分で運搬する場合

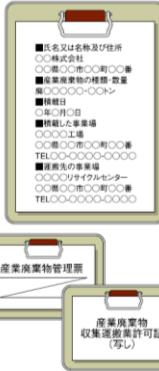
次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて
産業廃棄物を運搬する場合

- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・許可証の写し

(※)



(出典：産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け義務について (パンフレット・Q&A集)、環境省)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/index.html>

(3) 産業廃棄物の処分

①産業廃棄物処理施設の設置許可

下表に定める「産業廃棄物処理施設」を設置する場合は、県政令市の設置許可が必要となります。

- ・建設汚泥を現場内および現場外において脱水する場合、フィルタープレスなどの脱水設備の能力が $10m^3$ / 日を超える場合は、事前に県政令市に設置許可を申請しなければなりません。
- ・がれき類（コンクリート、アスコン）または木くず（伐採材、抜根など）を破碎するために、排出事業者が自ら移動式破碎機を設置する場合、破碎機の能力が $5t$ / 日を超える場合であっても、設置許可は不要となっています。（令付則、政令 493 号）

設置許可を要する産業廃棄物処理施設（法 15 条、令 7 条）

令第 7 条	処理施設名	規模（いすれかに該当）
第 1 号	汚泥の脱水施設	処理能力 : $10m^3$ / 日を超える
第 2 号	汚泥の乾燥施設	処理能力 : $10m^3$ / 日を超える (天日乾燥は $100m^3$ / 日)
略		
第 8 号の 2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 : $5t$ / 日を超える
略		

②工事現場外における中間処理

法改正により、工事現場外で中間処理を行う場合は、以下のような設置許可を必要としない施設であっても、処理実績等を記載した帳簿の備え付けが必要となっています。

a) 設置許可を必要としない施設の例

がれき類（コンクリート、アスコン）、木くず（伐採材を含む）の移動式破碎機

がれき類、木くずの定置式破碎機（ $5t$ / 日以下）、建設汚泥の脱水機（ $10m^3$ / 日以下）

b) 帳簿への記載内容

- ・産業廃棄物を生じた現場の名称、所在地、運搬の年月日、運搬方法、運搬量
- ・現場外の処分を行う場所の名称、所在地、処分の年月日、処分方法、処分量
- ・処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

（建設現場従事者の）産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 のご案内

<産業廃棄物コース><残土・汚染土コース><総合管理コース>

【お問い合わせ先】（公財）産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局 03-4355-0155

■講習会のホームページ http://www.sanpainer.or.jp/service/service06_1.html